

横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

給付事務取扱説明書

【令和5年4月版】

1. お問い合わせ先について.....	2 ページ
2. 概要.....	3 ページ
3. 令和5年度のスケジュール.....	4 ページ
4. 施設に行っていただく事務.....	5 ページ
5. 給付事務に関するFAQ.....	7 ページ
6. 様式集	
(1)横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書	
(2)利用証明書	
(3)利用証明書（記入例）	

1. お問い合わせ先について

■給付事務（給付事務取扱説明書のお問合せはこちらまで）

横浜市こども青少年局 保育・教育給付課 給付係

住所： 〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9階

電話： 045-671-0232 FAX： 045-663-1801

E-mail アドレス：kd-tayokyufu@city.yokohama.jp

■制度概要

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課 幼児教育係

住所： 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話： 045-671-2085 FAX： 045-664-5479

E-mail アドレス：kd-tayokyufu@city.yokohama.jp

●お知らせ

■事業概要や様式等の情報を横浜市ウェブサイトに掲載しています。ご活用ください。

横浜市ウェブサイト

『[幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（事業者向け）](#)』

横浜市 多様な

Q 検索

2. 概要

幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（以下、「本事業」とする。）は、地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付することを目的として、令和3年4月から始めました。

本事業は、「子ども・子育て支援法」に定められる「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられています。国の方針に基づき、保護者は従来通り一旦利用料を施設に支払った後、横浜市に対して給付申請を行い（半年に1回）、その申請に基づいて横浜市が保護者に直接給付をする償還払方式により実施します。

対象幼児は、本市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月（以下、「当該利用月」とする。）の初日に在籍している満3歳以上の小学校就学前の幼児です。

なお、施設等利用給付（無償化給付）を受けている、または受ける予定のある幼児は本事業の対象外です。

基準額	1人当たり月額20,000円を上限 ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3カ年の平均月額利用料が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とします。 ※各施設の基準額は、対象施設として決定したときに送付している「横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書(第2号様式)」に記載していますので、ご確認ください。
対象費用	利用料 ※入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用）を除く。
給付額計算方法	例：利用料（A）：30,000円 給付基準額（B）：20,000円 ※（A）と（B）を比較して <u>少ない方の金額が給付額</u> になります。

3. 令和5年度のスケジュール

時期	項目	説明	書類等の流れ
3. 4月頃	保護者周知	保護者向けのチラシなどを活用していただき、事業の周知をお願いします。	施設→保護者
4月頃	利用証明書発行依頼	横浜市ウェブサイトから『利用証明書』をダウンロードし、施設に発行を依頼します。	保護者→施設
4月頃	利用証明書交付	保護者の申し出に応じて、利用証明書に利用年月や費用の額等の記入をお願いします。	施設→保護者
5月1日～ 5月31日	申請受付期間	申請書に利用証明書を添付して、横浜市に申請します。	保護者→市
7月頃（予定）	給付	保護者指定の口座に直接給付します。	市→保護者
8. 9月頃	保護者周知	保護者向けのチラシなどを活用していただき、事業の周知をお願いします。	施設→保護者
10月頃	利用証明書発行依頼	横浜市ウェブサイトから『利用証明書』をダウンロードし、施設に発行を依頼します。	保護者→施設
10月頃	利用証明書交付	保護者の申し出に応じて、利用証明書に利用年月や費用の額等の記入をお願いします。	施設→保護者
11月1日～ 11月30日	申請受付期間	申請書に利用証明書を添付して、横浜市に申請します。	保護者→市
1月頃（予定）	給付	保護者指定の口座に直接給付します。	市→保護者
随時	申請用封筒等の配布	保護者が使用する申請用封筒等を配布します。電子申請で依頼してください。	市→施設

【電子申請】多様な集団活動事業の利用支援事業申請用封筒（保護者用）等の配布受付



<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/38f2d0d5-c593-430f-92c3-62f1358b3b4f/start>

4. 施設に行っていただく事務

(1) 在園児の保護者への周知

保護者向けのチラシなどを活用していただき、在園児の保護者に事業の周知をお願いします。

★特に周知していただきたいこと

- ①保護者ご自身で申請する必要があること。
- ②申請前に必ず横浜市ウェブサイトを確認すること。
- ③当該利用月において、施設等利用給付（無償化給付）を受けている、または受ける予定がある方は本事業の対象外であること。

なお、保護者からのお問合せは下記電話番号にご案内をお願いします。

■保護者専用ダイヤル

電話： 045-840-6064 FAX： 045-840-1132

開設時間：午前8時から午後8時まで（土日祝日も含む）

（12月28日から1月3日は除く）

※施設からのご質問等は「1. お問合せ先」までご連絡ください。

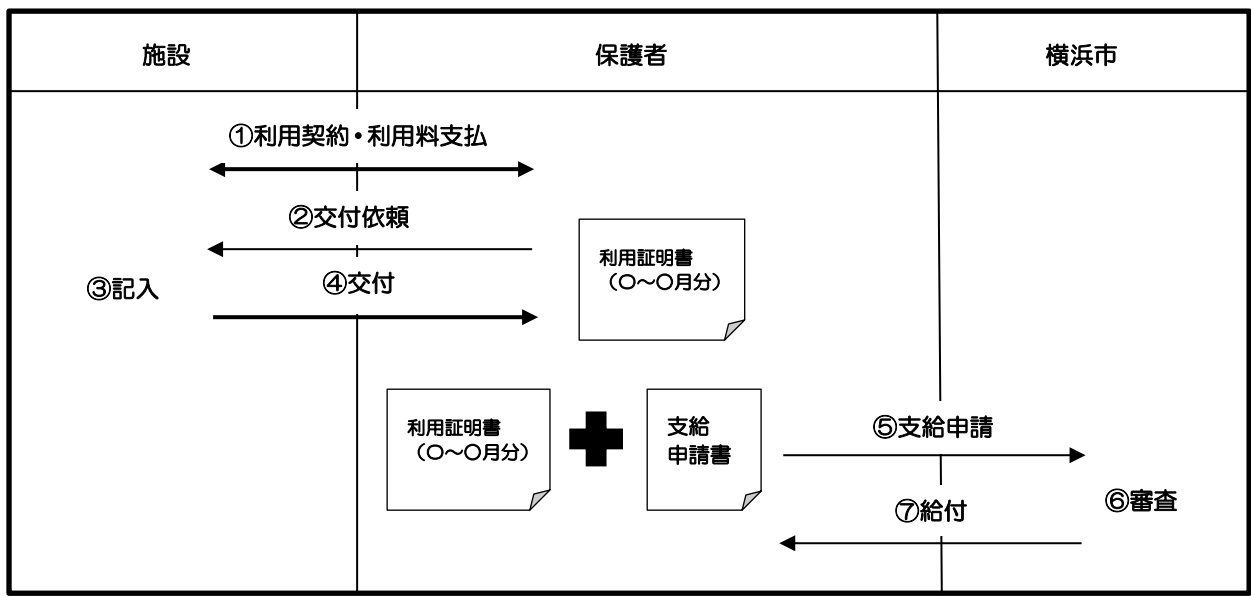
(2) 利用証明書発行

保護者の申し出に応じて、利用証明書に利用年月や費用の額等の記入をお願いします。

★記入にあたっての注意事項

- ①「月ごとの内訳を」記入してください。
- ②申請月の初日に対象幼児が在籍している場合のみ、記入してください。
※月途中から在籍している場合は、翌月から対象となりますのでご注意ください。
- ③入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用。）は対象外費用となりますので、「対象外費用の欄」に記入してください。
- ④消えるボールペン、修正液の使用はしないでください。

※記入例（12ページ参照）



※半期ごと（4-9月分：11月受付、10-3月分：5月受付）

5. 給付事務に関するFAQ

No.	Q (質問)	A (回答)
1	横浜市以外に住んでいる幼児の申請書は、どこに提出するのですか。	横浜市への申請によって給付金を受けられるのは、横浜市民のみです。横浜市以外にお住いの利用者が給付金を受けるためには、その利用者のお住いの自治体へ申請が必要です。詳しくは、申請を受け付ける各自治体へお問合せください。
2	対象幼児の要件として、「対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用」とありますが、例えば利用契約上は週5日利用可能となっているものの、実際は週5日未満の利用であった幼児は対象となりますか。	給付対象とする幼児は、利用契約上、対象施設等が開所する概ね全ての日において利用可能な者であれば足り、事後的な事情等により、実際の利用実績がそれを下回った幼児も給付対象として差し支えありません。
3	満3歳児はいつから対象となりますか。	満3歳に達した日の属する月の翌月の利用料から対象となります。 ※満3歳に達した日とは、誕生日の前日となります。 例1：誕生日→8月25日 支給対象月→9月以降 例2：誕生日→7月1日 支給対象月→7月以降
4	令和3年12月に3歳の誕生日を迎える幼児は、残りの開所日全て登園した場合でも対象要件である年間39週以上を利用することはできませんが、その場合12月から3月の利用分は対象外となりますか。	対象施設等が開所する概ね全ての日において利用可能な契約幼児であれば、給付対象として差し支えありません。
5	月の途中から対象施設等を利用した幼児は、対象となりますか。	給付金の算定は幼児が対象施設等を利用した日の属する月の初日における在籍で算定しますので、月の途中で入園した場合は、翌月から対象となります。
6	対象施設等を利用したままで、月途中の転出入があった場合は、保護者は両方の市町村に申請をするのですか。	給付金の算定は幼児が対象施設等を利用した日の属する月の初日における在籍で算定します。月の初日にお住まいの市町村に申請してください。

7	15日～翌14日×で利用料を受領している場合は、どのように計算しますか。	利用料の受領方法については、従前どおりで構いませんが、利用証明書に記載する際は、1日～末日の利用に係る費用の額を記入してください。
8	利用料の中に「給食費」も含んで保護者から徴収している場合、その保育料全体を対象費用とすることは可能ですか。	給食の食材費は対象費用である利用料とは見なせません。このため、利用料のうち食材料費を除外した分が対象費用となります。
9	保護者から徴収する利用料に消費税が含まれている場合、対象費用に含めることになりますか。	利用料に含まれる消費税は対象費用になります。
10	対象費用となる月額の利用料を前期・後期分として、保護者から徴収しています。月額の利用料はどのように算定すればいいですか。	利用料の設定が月単位を超える場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定（10円未満切り捨て）してください。
11	利用証明書の押印は電子印でもいいですか。	施設において業務で普段から使用している刷り込み印はご使用可能です。ただし、書類審査の過程で疑義が生じた場合、利用証明書に朱肉を使用して押印いただくよう横浜市から別途お願いする可能性があります。
12	保護者に利用証明書をPDFに変換して電子メールで送付してもいいですか。	利用証明書の発行方法については、各施設で定めることとなります。 ただし、給付の審査にあたり、利用証明書の原本の添付を原則としているため、記載内容について、施設にお問合せをさせていただきますので、あらかじめご了承ください。（審査に時間を要しますので、保護者への給付は通常の給付より遅れることがあります。） また、書類審査の過程で疑義が生じた場合、利用証明書の原本の提出をしていただくよう横浜市から別途お願いをする可能性があります。
13	福利厚生サービスで利用料が割引となった場合は、割引後の利用料を記入すればいいですか。	割引後の利用料を記入してください。

14	別の施設で施設等利用給付（無償化給付）を受けている場合、対象となりますか。	施設等利用給付（無償化給付）を受けている当該利用月は、対象外となります。
15	無償化対象施設と併せて本事業の対象施設となりました。利用している幼児によって記載する証明書が異なるため、どちらの事業の対象幼児であるかを把握する必要がありますか。	保護者が施設等利用給付（無償化給付）を受けるために必要な「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」の取得状況まで施設が把握していないことを踏まえ、施設等利用給付事務（償還払）では、保護者が横浜市ウェブサイトから「特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書」をダウンロードし、施設に交付を依頼する手順で案内しています。本事業も同様の手順で案内していることから、どちらの事業を利用するかについては、原則、保護者が決めることなので、施設が把握する必要はありません。
16	給付基準額の基本額（過去3カ年の平均月額利用料と比較する前のもの）を月額2万円としている根拠は何ですか。	本事業の趣旨である地域における多様な集団活動を利用する保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、幼児教育・保育の無償化の対象となっている認可施設（私立幼稚園の場合は月額2.57万円など）との関係にも留意した上で、国の予算編成過程の中で設定されたものです。
17	給付基準額を算定する際、対象施設等の過去3カ年の平均月額利用料を上限とするのはなぜですか。	本事業の目的が対象施設等を利用する保護者の経済的負担を図ることであること、対象施設等の事業形態や料金設定が様々であり、単一の給付基準額を設定することが適当でないことなどを踏まえたものです。

横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書

(宛先) 横浜市長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等有する学齢簿の類、徴収金台帳等を横浜市が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために横浜市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。
4. 対象月に教育・保育給付及び施設等利用給付(無償化給付)を受けていない、または受ける予定が無いこと
5. 対象月に企業主導型保育事業を利用していないこと

以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1. 申請者について記入してください。

Table with columns for Name, Birth Date, Contact, Application Child ID, and Residence. Includes fields for '1 Father', '2 Mother', and '3 Other'.

2. 申請幼児について記入してください。(※1)

Table with columns for Name, Birth Date, and Residence. Includes a field for 'Application Child ID'.

※1 対象となる幼児が複数いる場合は、幼児ごとに作成してください。

3. 申請コードの記入をしてください。(2回目の申請以降の方のみ記入をお願いします。)(※2)

Table with columns for Application Code (10 digits).

※2 横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書(第5号様式)で記載があった番号を記入してください。

4. 利用した施設等を記入してください。

Table with columns for Facility/Activity Name.

5. 申請額を記入してください。

Table with columns for Target Month, Amount Paid, and Application Amount. Includes a summary row for 'Monthly Standard Amount (b) (¥)'. Includes a note about providing proof of payment.

※3 上記で記入した利用料を支払ったことを証明する書類(利用証明書等)を添付してください。

※4 月額基準額は、施設が発行する利用証明書等で記載があった額を記入してください。

6. 給付金の振込先を記入してください。(※5)

★振込先の内容が確認できる資料(通帳コピー等)を添付してください。

Table with columns for Financial Institution, Branch Name, Branch Address, Account Number, and Account Type.

※5 申請者と口座名義が異なる振込先(対象施設等は不可。)を指定する場合は、必ず下記に署名してください。

Text box for signature: 私(申請者)は、上記口座名義人に給付金の受取を委任します。申請者氏名 印

横浜市使用欄(ここより下には記入しないでください。)

Table with columns for Receipt Number, Payment Amount, and Payment Date. Includes a section for 'Application Amount and Payment Amount Difference'.



申請額と支給額が異なる事由

- 申請額の計算誤りのため
教育・保育給付及び施設等利用給付を受けた、または受ける予定があるため
申請された施設が対象外のため
その他

利用証明書

幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

保護者氏名		幼児との 続柄	幼児氏名	
証明希望年月	R / 月 ~ R / 月	連絡先電話番号 (任意)		

※横浜市への申請によって本事業の支援を受けられるのは、横浜市民のみです。

↑保護者記入欄（①太枠内を記入、②施設に以下の記入を依頼、③横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書を添えて横浜市宛に申請してください。）

下記利用年月において、施設等利用給付（無償化給付）を受けている又は受ける予定のある場合は、本事業の対象外となりますのでご注意ください。

記入内容について利用施設に確認する場合がありますので、ご了承ください。

↓施設・・・保護者からの依頼に基づき下記内容をご記入後、右下に施設名等を記入・押印してください。

【確認事項（し点及び基準額の記入をお願いします。）】

- 横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の対象施設であること
- 施設が開所する概ね全ての日において利用可能な契約幼児であること
- 利用月の初日に対象幼児が在籍していること

対象幼児の月額基準額・・・月額 _____ 円／幼児1人

※横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（第2号様式）を参照してください。

利用年月		利用料 (A) (対象費用)	対象外費用 (B)	領収金額 (A) + (B)
R	年 月	円	円	円
R	年 月	円	円	円
R	年 月	円	円	円
R	年 月	円	円	円
R	年 月	円	円	円
R	年 月	円	円	円

対象外費用・・・入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食料費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用。）

上記のとおり対象幼児に対し、利用年月及び費用の額を証明します。

年 月 日

施設の所在地

施設の名称

施設の管理者名 氏名：

職名：

印

施設の電話番号

【記入時の注意】

①必ず「月ごと」に記入してください。数か月分を合算して記入した場合は無効です。

②記入内容を訂正する場合は、右下の押印と同じ訂正印を押してください。（施設長個人名による訂正印も可）

利用証明書

幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

保護者氏名	横浜 太郎	幼児との 続柄	幼児氏名	横浜 花子
		父		
証明希望年月	R ○ / 4月~R ○ / 9月	連絡先電話番号 (任意)	080-1234-5678	

※横浜市への申請によって本事業の支援を受けられるのは、横浜市民のみです。

↑保護者記入欄（①太枠内を記入、②施設に以下の記入を依頼、③横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書を添えて横浜市宛に申請してください。）

下記利用年月において、施設等利用給付（無償化給付）を受けている又は受ける予定のある場合は、本事業の対象外となりますのでご注意ください。

記入内容について利用施設に確認する場合がありますので、ご了承ください。

↓施設・・・保護者からの依頼に基づき下記内容をご記入後、右下に施設名等を記入・押印してください。

【確認事項（し点及び基準額の記入をお願いします。）】

- 横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設
 施設が開所する概ね全ての日において利用可能な契約幼児であること
 利用月の初日に対象幼児が在籍していること

対象幼児の月額基準額…月額 **20,000** 円/幼児1人

※横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書

★利用料（対象費用）+対象外費用（※）
=領収金額となります。

※対象外費用とは入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用。）

利用年月		利用料 (A) (対象費用)	対象外費用 (B)	領収金額 (A) + (B)
R ○年	4月	30,000 円	5,000 円	35,000 円
R ○年	5月	30,000 円	5,000 円	35,000 円
R ○年	6月	30,000 円	5,000 円	35,000 円
R ○年	7月	30,000 円	5,000 円	35,000 円
R ○年	8月	20,000 円	5,000 円	25,000 円
R ○年	9月	20,000 円	5,000 円	25,000 円

対象外費用・・・入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用。）

★施設の所在地等は

「横浜市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書」のとおり記載してください。

利用の額を証明します。

令和 ○年 10月 5日

施設の所在地 **横浜市中区本町6-50-10**

施設の名称 **みなと保育園**

施設の管理者名 氏名：**みなと太郎**

職名：**施設長**

印

施設の電話番号 **045-123-4567**

【記入時の注意】

①必ず「月ごと」に記入してください。数か月分を合算して記入した場合は無効です。

②記入内容を訂正する場合は、右下の押印と同じ訂正印を押してください。（施設長個人名による訂正印も可）